

|   | 資料名      | 頁  | 大項目 | 中項目  | 小項目      | 項目名           | 旧                                                                                                                                                           | 新                                                                                                                                                            | 変更理由                   |
|---|----------|----|-----|------|----------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1 | 要求水準書    | 21 | 第4章 | 第1節  | 4. 1. 10 | 補修の実施         | (5)施設の設計、施工に起因する故障、天災等の不可抗力による損傷等運営事業者の責に帰さないものについては、運営事業者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告・提出すること。                                                            | (5)施設の設計、施工に起因する故障のように運営事業者の責に帰さないもの、あるいは不可抗力による損傷等のように組合及び運営事業者双方の責によらないものについては、臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告・提出すること。                                                  | 文章表現が不明瞭であるため変更。       |
| 2 | 要求水準書    | 23 | 第4章 | 第1節  | 4. 1. 20 | 帳票類の管理及び記録の保存 | (3)記録の保存<br>運営事業者は、本施設の運営に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、事業期間中、保存すること。                                                                                            | (3)記録の保存<br>運営事業者は、(1)(2)で管理や記録した帳票類及び補修履歴等について、事業期間中、保存すること。                                                                                                | 要求水準書の質問回答No. 10による変更。 |
| 3 | 事業契約書（案） | —  | —   | —    | —        | 目次            | 第22条(運営体制の整備)..... 7<br>第30条(要求水準書等の未達成)..... 9<br>第33条(処理量)..... 10<br>第41条(搬入物及び搬出物の性状分析)..... 12<br>第51条(情報管理業務)..... 14<br>第55条(運営・維持管理業務委託料等の支払)..< 15 | 第22条(運営体制の整備)..... 8<br>第30条(要求水準書等の未達成)..... 10<br>第33条(処理量)..... 11<br>第41条(搬入物及び搬出物の性状分析)..... 13<br>第51条(情報管理業務)..... 15<br>第55条(運営・維持管理業務委託料等の支払)..< 16 | 誤記修正。                  |
| 4 | 事業契約書（案） | 4  | 第1章 | 第9条  | 4        | 知的財産権         | 委託者は、次の各号に掲げる場合、受託者の作成した成果物を公開することができる。ただし、前項の規定による場合において、開示される成果物に受託者の営業上の秘密が含まれるときは、委託者は、受託者の事前の書面による承諾を得るものとする。                                          | 委託者は、次の各号に掲げる場合、受託者の作成した成果物を公開することができる。ただし、開示される成果物に受託者の営業上の秘密が含まれるときは、委託者は、受託者の事前の書面による承諾を得るものとする。                                                          | 誤記修正。                  |
| 5 | 事業契約書（案） | 7  | 第1章 | 第20条 | —        | 施設見学者等への対応    | 本施設の見学を希望する個人及び団体（行政視察を除く。）からの申込受付、日程調整は委託者が行う。受託者は、専門的な説明等が必要な場合には説明補助を行う等、委託者に協力するものとする。                                                                  | 受託者は、本施設の見学を希望する個人及び団体（行政視察を除く。）の予約受付及び見学者への説明等を行うこと。ただし、当日受付は行わない。                                                                                          | 要求水準書の質問回答No. 9による変更。  |

|    | 資料名      | 頁  | 大項目  | 中項目  | 小項目 | 項目名        | 旧                                                                                                                                           | 新                                                                                                                                       | 変更理由             |
|----|----------|----|------|------|-----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 6  | 事業契約書（案） | 18 | 第9章  | 第62条 | 2   | 本事業終了時の取扱い | 前項の規定による申出に応じて、委託者と受託者は、本施設の運営の継続に係る協議を行うものとし、本事業契約の継続及び受託者以外の第三者への委託するために必要な事項を確認する。当該協議の結果にかかわらず、受託者は、委託者の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。 | 前項の規定による申出に応じて、委託者と受託者は、本施設の運営の継続に係る協議を行うものとし、本事業契約の継続及び受託者以外の第三者への委託に必要な事項を確認する。当該協議の結果にかかわらず、受託者は、委託者の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。 | 誤記修正。            |
| 7  | 事業契約書（案） | 19 | 第10章 | 第64条 | 2   | 委託者の解除権    | (5) 受託者又は受託者の代理人、支配人その他使用人若しくは公募の代理人として使用していた者が、本事業契約の公募に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために組合したと認められるとき。                             | (5) 受託者又は受託者の代理人、支配人その他使用人若しくは公募の代理人として使用していた者が、本事業契約の公募に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。                         | 誤記修正。            |
| 8  | 事業契約書（案） | 28 | 別紙1  | 2    | (3) | オ 契約の解除等   | 委託者は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、委託者が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。                                                       | 委託者は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、委託者が本事業契約の継続を希望しない時には、本事業契約を解除することができる。                                               | 誤記修正。            |
| 9  | 事業契約書（案） | 39 | 別紙7  | 1    | (1) | 施設の停止      | ③受託者が第14条（臨機の措置）により、やむを得ず本施設の停止を行った場合には、当該停止後、②に基づいた手順を踏むこととする。                                                                             | ③受託者が第36条（臨機の措置）により、やむを得ず本施設の停止を行った場合には、当該停止後、②に基づいた手順を踏むこととする。                                                                         | 誤記修正。            |
| 10 | 事業契約書（案） | 39 | 別紙7  | 1    | (5) | 対策結果の確認    | 委託者及び受託者の双方が、公害防止基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者の費用及び責任に基づき、対策結果の確認を行う。（改善措置結果の確認）。                                                            | 公害防止基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者が実施した対策の結果について、委託者及び受託者の双方が確認を行う。（改善措置結果の確認）。                                                           | 文章表現が不明瞭であるため変更。 |
| 11 | 事業契約書（案） | 41 | 別紙7  | 2    | (5) | 対策結果の確認    | 委託者及び受託者の双方が、環境保全基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者の費用及び責任に基づき、対策結果の確認を行う。（改善措置結果の確認）。                                                            | 環境保全基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者が実施した対策の結果について、委託者及び受託者の双方が確認を行う。（改善措置結果の確認）。                                                           | 文章表現が不明瞭であるため変更。 |